

千葉県のDWAT活動について ～目的、全国の動き、派遣の流れ～

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

【構成】

- 1 「災害派遣福祉チーム（DWAT）」整備の目的等
- 2 全国の動き
- 3 派遣の流れ

過去の災害で発生したこと

一次被害

災害による直接死の発生

- ・特に高齢者・障害者に被害（避難行動の問題）

災害から助かった命

二次被害

災害直後からはじまる避難生活の中で生じる

体調悪化や災害関連死の発生（避難生活の問題）

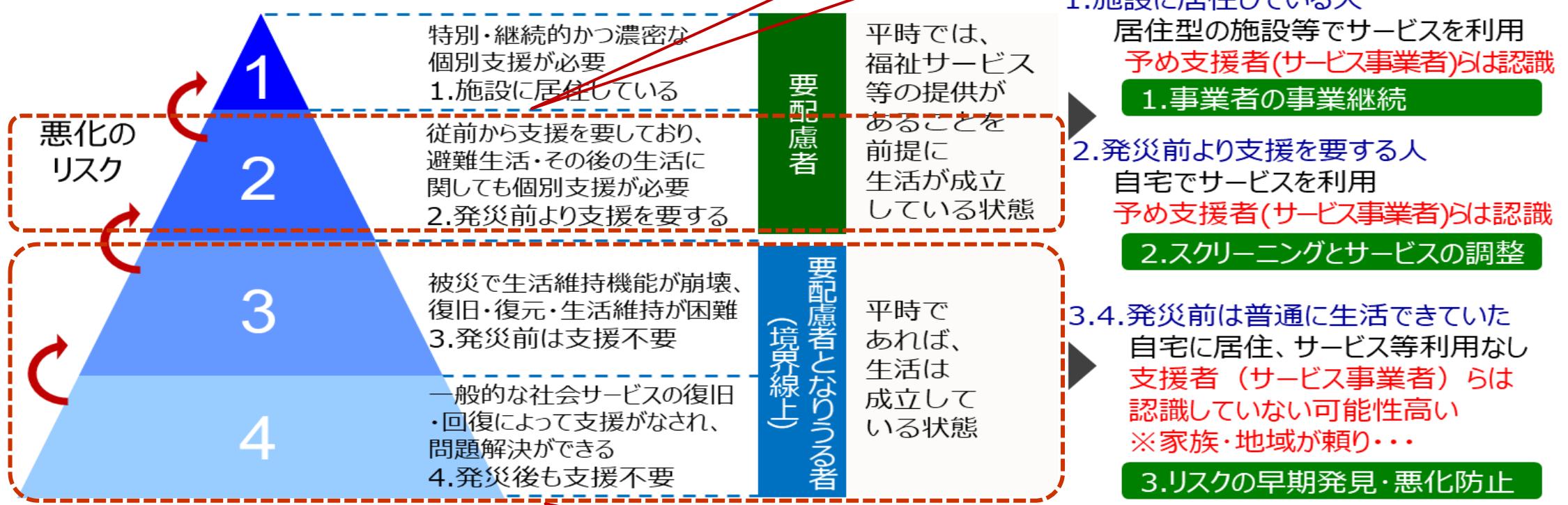
- ・特に要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に被害大

- ・重度化防止、課題の早期発見と対応が進まないことで
状態が悪化することになる

災害から助かったのに守られない命

生活を支える機能である福祉による支援は、災害時にも重要

二次被害を防ぐために必要なこと



避難生活の中での二次被害により
重度化、新たな課題が発生し、
状態が悪化する

災害の時系列(フェーズ)とDWATの活動時期

時間
経過

例)局地災害



例)広域災害

1週間 → 1ヶ月 → 3ヶ月 → 状況に応じて



発災直後

1.緊急期

2.応急期

3-1.復旧期

3-2.復旧期

3-3.復旧期

4-1復興期

4-2.復興期

1.緊急期

2.応急期

3.復旧期

4.復興期

避難行動支援

避難生活導入支援

避難生活継続支援

仮住まい導入支援

仮住まい生活支援

定着支援

再建支援

避難行動

避難状態

仮住まい

生活再建

避難行動直後から避難生活開始

二次被害の防止に注力

災害派遣福祉チームの活動が想定される時期

外部支援の投入開始

外部支援を持続的に投入

外部支援は段階的に撤退・被災地の自立を妨げない

要配慮者の状態

災害派遣福祉
チームの活動

地域の実情に応じての自立

被災地の復旧状況をみて
地域資源や中長期の
支援活動に結び付けて撤退
(自立を損なわない)

被災地外から応援に入り
被災地の復旧・自立を支援
=互いに助け合う仕組み

ゆえに都道府県単位、
「オール●●県」の体制を
つくることが必要

DWATの活動内容

- ①要配慮者情報の収集
- ②指定福祉避難所等への誘導
- ③要配慮者へのアセスメント(健康調査、ラウンド)
- ④日常生活上の支援
- ⑤相談支援(福祉(要配慮者)相談窓口、何でも相談)
- ⑥避難所等における環境整備
- ⑦本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
- ⑧後続のチームへの引継ぎ
- ⑨被災市区町村や避難所等の管理者等との連携
- ⑩他職種との連携
- ⑪被災地域の社会福祉施設等との連携

(災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン 4.(2))

DWATの身分等

DWATは、被災自治体からの派遣要請に基づき避難所等に派遣される**公的なチーム**である

県の代表として派遣することで信頼性が担保され、DMAT等の様々な専門職チームと同等の立場で、福祉の専門性を発揮しながら活動できる。

※県の代表としての責任・期待も伴う

- ・人数:3名～5名程度
- ・チーム編成:発災後、各チーム員へ派遣の可否を打診し、千葉県DWAT本部で編成
- ・チームの種類:先遣チーム、支援チーム
- ・活動期間:1チームあたり原則5日間
- ・活動内容:災害時的一般避難所、福祉避難所における福祉的支援

※先遣チームは発災直後に派遣され、福祉ニーズの調査や、その後に活動する支援チームの活動環境整備等を行う。先遣チームには千葉県DWAT本部職員も同行する。

災害福祉支援チーム(DWAT)の目的等　まとめ

- 被災した人々に対しては、**二次被害の防止**
他職種と連携して二次被害の防止に取り組み
- 被災地域に対しては、**被災地域の自立性の尊重**
リリーフ、期限がある
※やりたい支援・やりすぎの支援は禁物
- DWATは、被災自治体からの派遣要請に基づき避難所等に派遣される**公的なチーム**
県の代表としての責任・期待　被災地の意向に寄り添う

【構成】

- 1 「災害福祉支援チーム（DWAT）」整備の目的等
- 2 全国の動き
- 3 派遣の流れ

国ガイドラインの一部改正の概要

厚生労働省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」(平成30年5月発出→令和7年6月一部改正)

災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を一層推進するため、各都道府県が取り組むべき基本的な内容について「ガイドライン」を示したもの。**主な改正事項は次の点。**

1 活動場所の改正【P3】

避難所に加えて、状況に応じて**在宅、自家用車及び社会福祉施設等その他地域**へのチーム派遣を追加。

2 ネットワークの構成員【P4】

当事者団体、「災害中間支援組織」の参画を求めることも考えられることを追記。

3 チームの組成の方法【P5】

- ・地方公共団体や社会福祉施設等を退職した職員等一定の知見を有すると考えられる層からの人材確保も検討することを追記。
- ・社会福祉施設等関係団体や法人においてチーム登録者名簿を管理する方法も考えられることを追記。
- ・**職種構成**の配慮において**事務職**を追加。

4 情報収集の方法【P6】

「在宅・車中泊避難者等の支援の手引」(令和6年6月内閣府(防災担当))の例も参考に、平時から状況を把握する主体を組織として整理しておくことを追記。

5 保健医療関係者との連携【P7】

保健師等チームと一緒に支援に当たることも想定されるため、**情報共有**の方法、**連携**の内容等を確認しておくことを追記。

国ガイドラインの一部改正の概要

厚生労働省通知「災害時の福祉支援体制の整備について」(平成30年5月発出→令和7年6月一部改正)

災害時における緊急一時的な福祉支援体制の構築を一層推進するため、各都道府県が取り組むべき基本的な内容について「ガイドライン」を示したもの。主な改正事項は次の点。

6 事務局・本部機能の強化【P8】

平時より事務局・本部機能の強化に努めることを追記。

7 チームの派遣要否の検討【P9】

初動チームのチーム員への待機指示を追記。

8 チームの派遣決定【P9】

本部が、保健医療調整本部の要請に基づいて派遣調整を行うことを追記。

災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)の活用を追記。

9 チームの活動内容の追加【P10】

- ・要配慮者情報の収集を追記。
- ・アセスメント実施前、関係者間で把握しなければならない事項の調整、一緒にアセスメントを行うことも検討することを追記。
- ・福祉避難所の開設に向けた環境整備を行うよう助言することを追記。

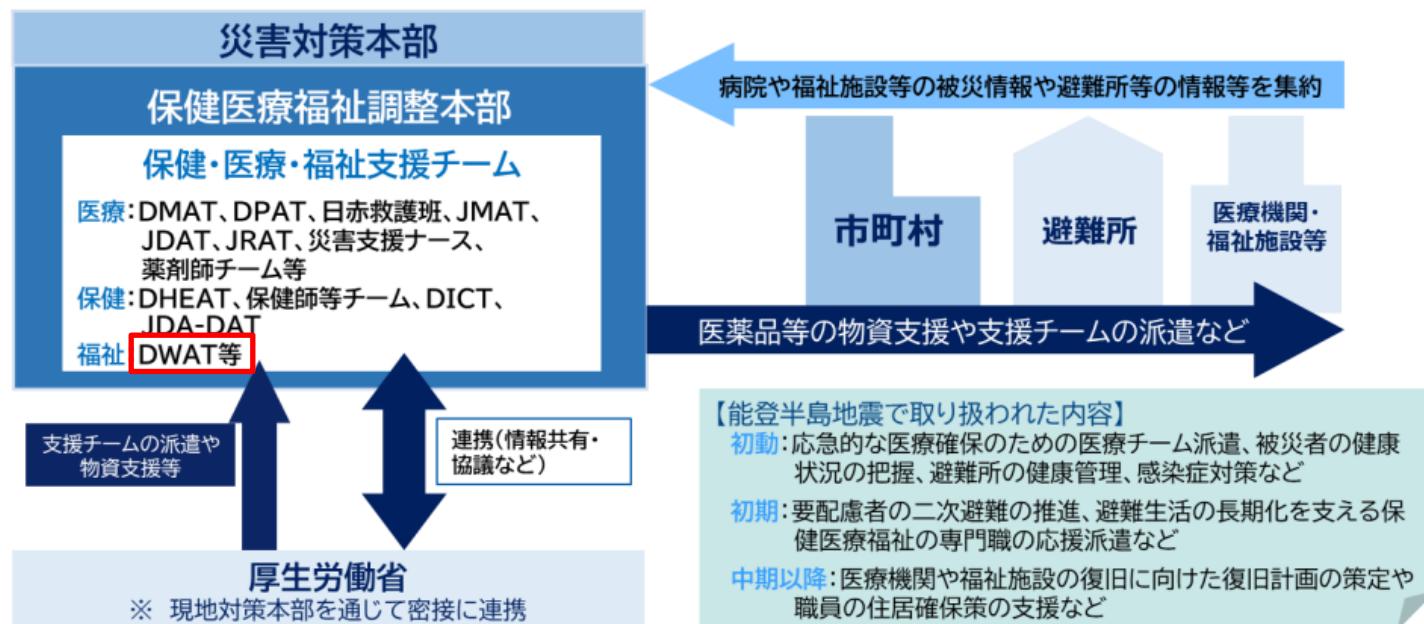
(参考) 保健医療福祉調整本部を通じた災害対応(厚生労働省事務連絡HPより)

都道府県保健医療福祉調整本部を通じた災害対応

概要

- 大規模災害時においては、都道府県に災害対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である「保健医療福祉調整本部」を設置し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。

※ 能登半島地震においては、石川県が保健医療福祉調整本部を設置。本部会議を計34回開催し、情報分析や対応方針の策定などを実施。



(参考)D24Hによる災害時の支援(全体像)(厚生労働省事務連絡HPより)

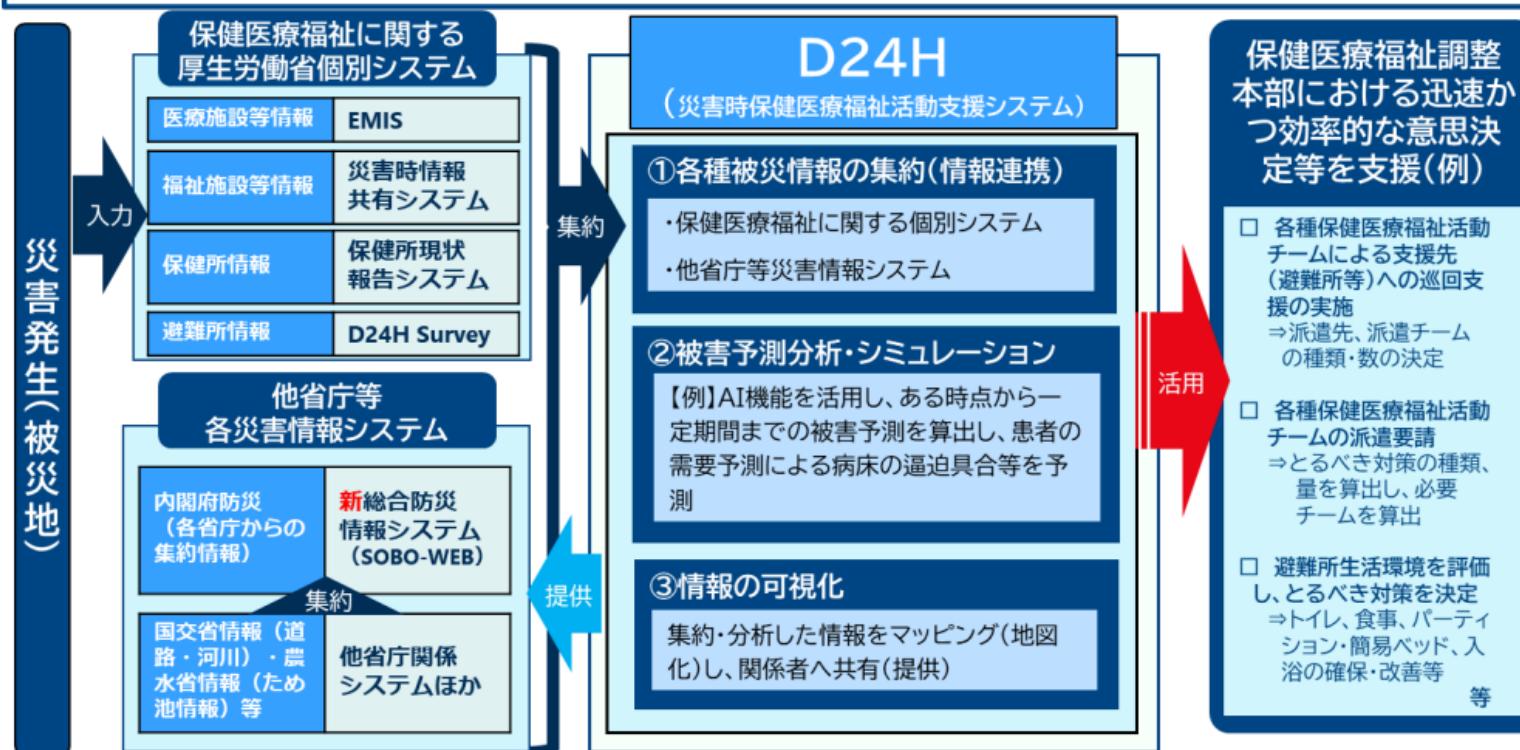
災害時保健福祉医療活動支援システム(D24H)による災害時の支援(全体図)

○ 災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報(浸水域・道路啓開情報等の災害情報)を迅速・リアルタイムに集約。

○ 集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。

⇒ 保健医療福祉調整本部における迅速かつ効率的な意思決定(保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等)を支援

令和7年度当初予算案:33.5百万円(基礎的運用)、令和6年度補正予算:17.2百万円(能登半島地震での教訓を踏まえたシステム改修)



各都道府県の取組状況

- ・災害福祉ネットワーク協議会等の**協議体**

全国47都道府県で構築済み

- ・災害福祉支援チーム(**DWAT**)

全国47都道府県で設置済み

※令和7年度末現在

各都道府県の取組状況

○DWATが活動した災害

- ・平成28年4月熊本地震・・・ 熊本県、岩手県、京都府
 - ・平成28年10月岩手水害・・・ 岩手県
 - ・平成30年7月豪雨災害・・・ 岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府
 - ・令和元年台風19号 ・・・ 宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県
 - ・令和2年7月豪雨災害 ・・・ 熊本県
 - ・令和3年7月豪雨災害 ・・・ 静岡県
 - ・令和5年豪雨災害 ・・・ 大分県
 - ・令和6年1月能登半島地震・・・全都道府県
 - ・**令和7年岩手県大船渡市林野火災**・・・岩手県
- ※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施。

中央センターより資料提供

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(内閣府HPより)

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要



※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

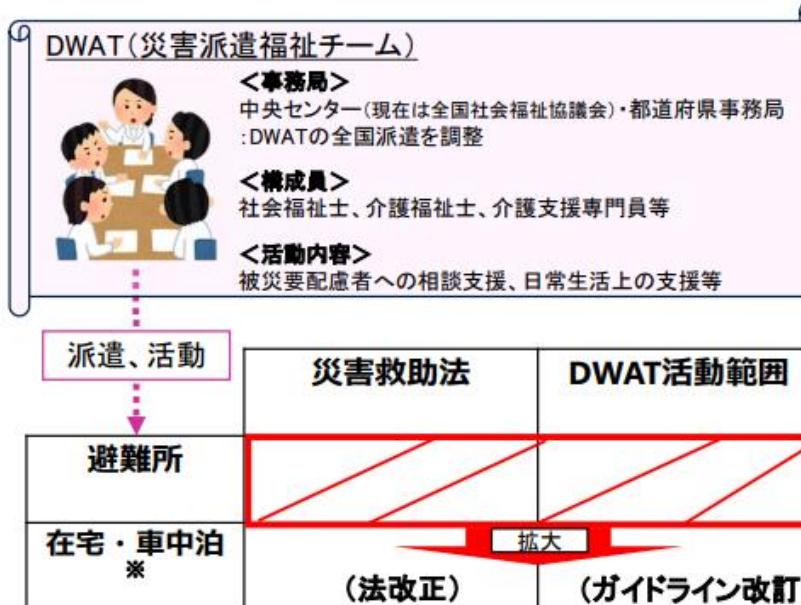
3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要(内閣府HPより)

避難者に対する福祉的支援の充実

- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法における救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。

※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応（令和7年7月1日施行）



(参考) 災害救助法(昭和22年法律第118号) (抄)

(救助の種類等)
第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、
次のとおりとする。
一 避難所及び応急仮設住宅の供与
二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四 医療及び助産
五 被災者の救出
六 福祉サービスの提供
七 被災した住宅の応急修理
八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
九 學用品の給与
十 埋葬
十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
2~4 (略)

(参考) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) (抄)

(避難所における生活環境の整備等)
第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 (略)

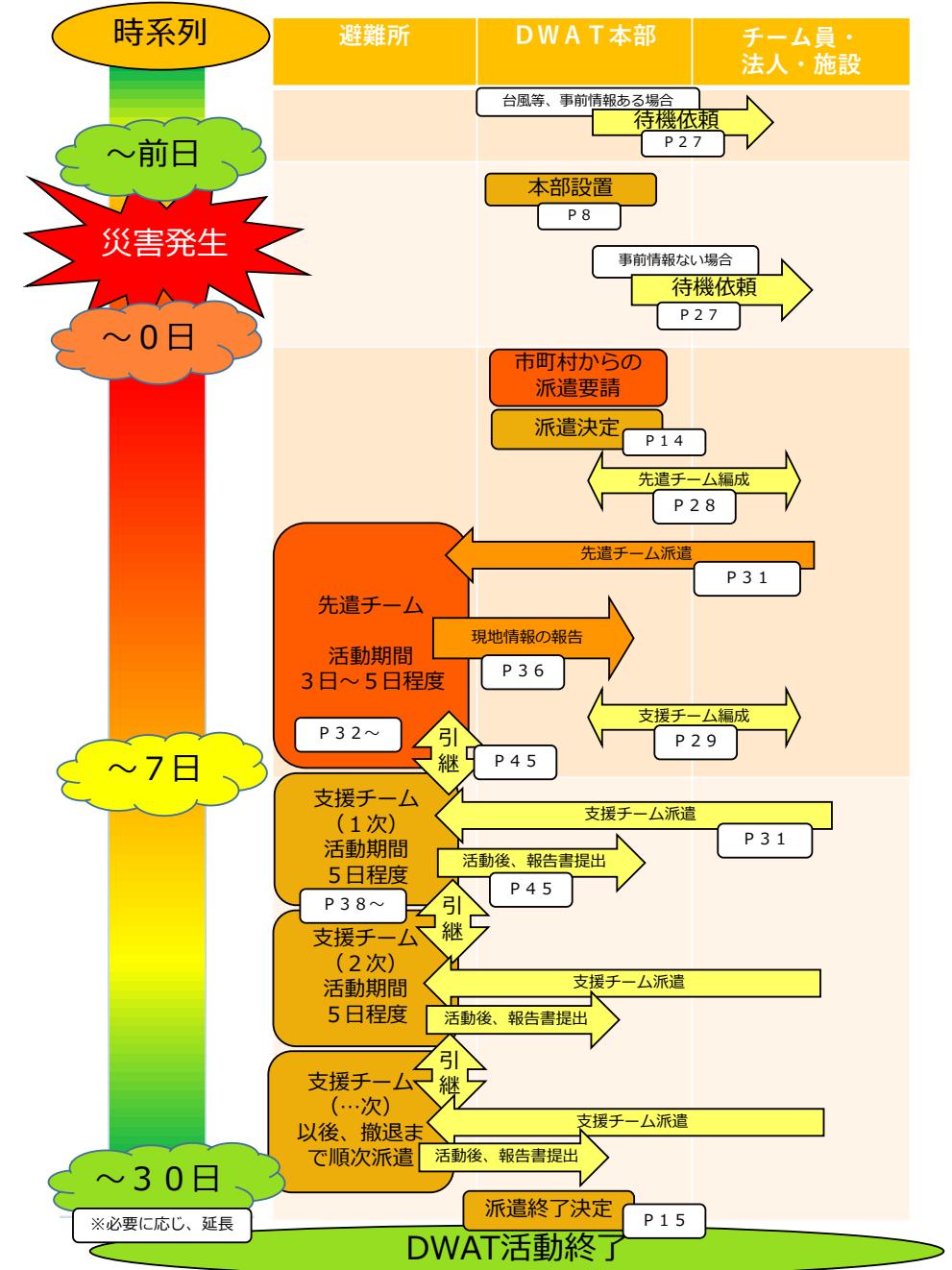
(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

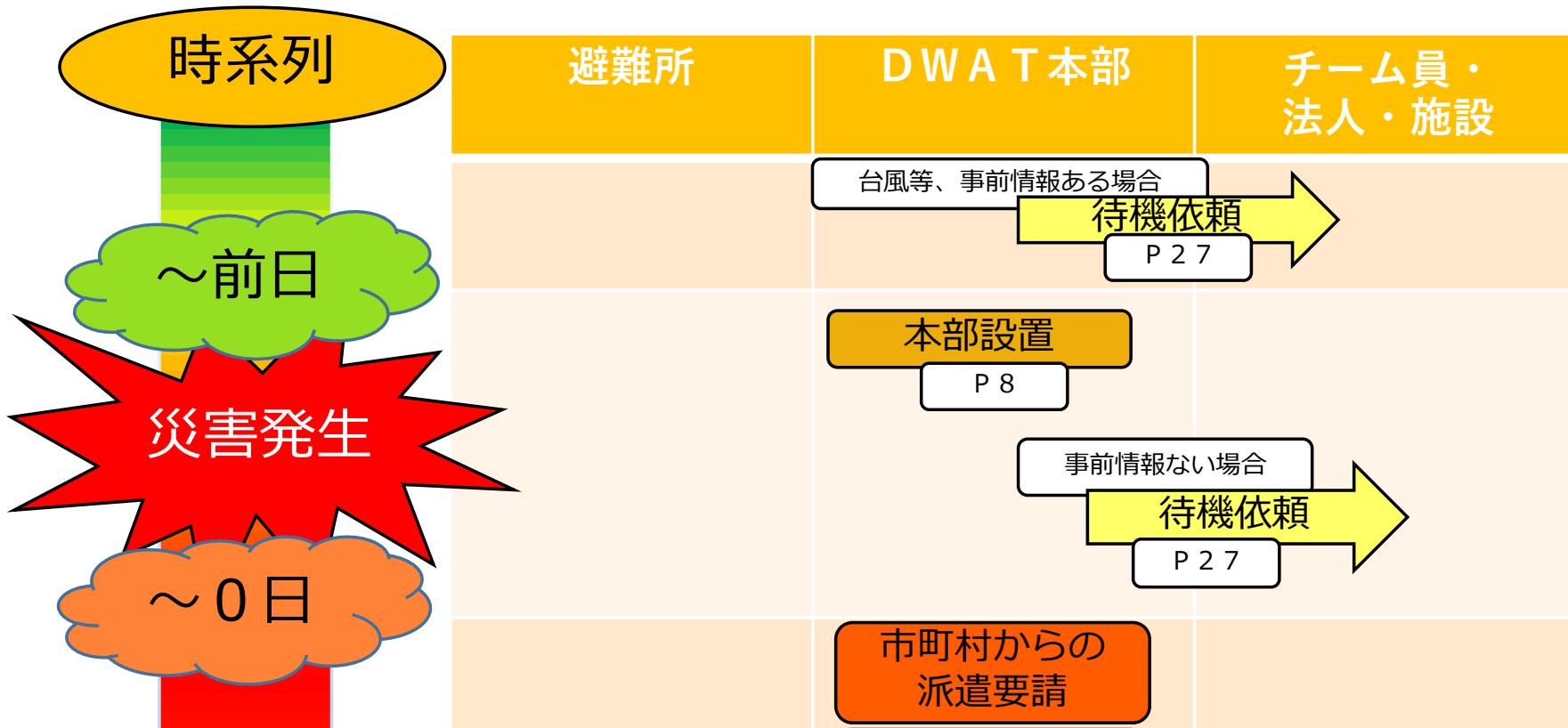
【構成】

- 1 「災害福祉支援チーム（DWAT）」整備の目的等
- 2 全国の動き
- 3 派遣の流れ

派遣の流れ(マニュアルp26)



災害発生～待機依頼(マニュアルp29)



チーム派遣の可能性大…

→千葉県DWAT本部から協力法人の長、協力団体の長、全チーム員に『待機依頼』メールを発出。

市町村からの派遣要請～先遣チーム編成(マニュアルp30)

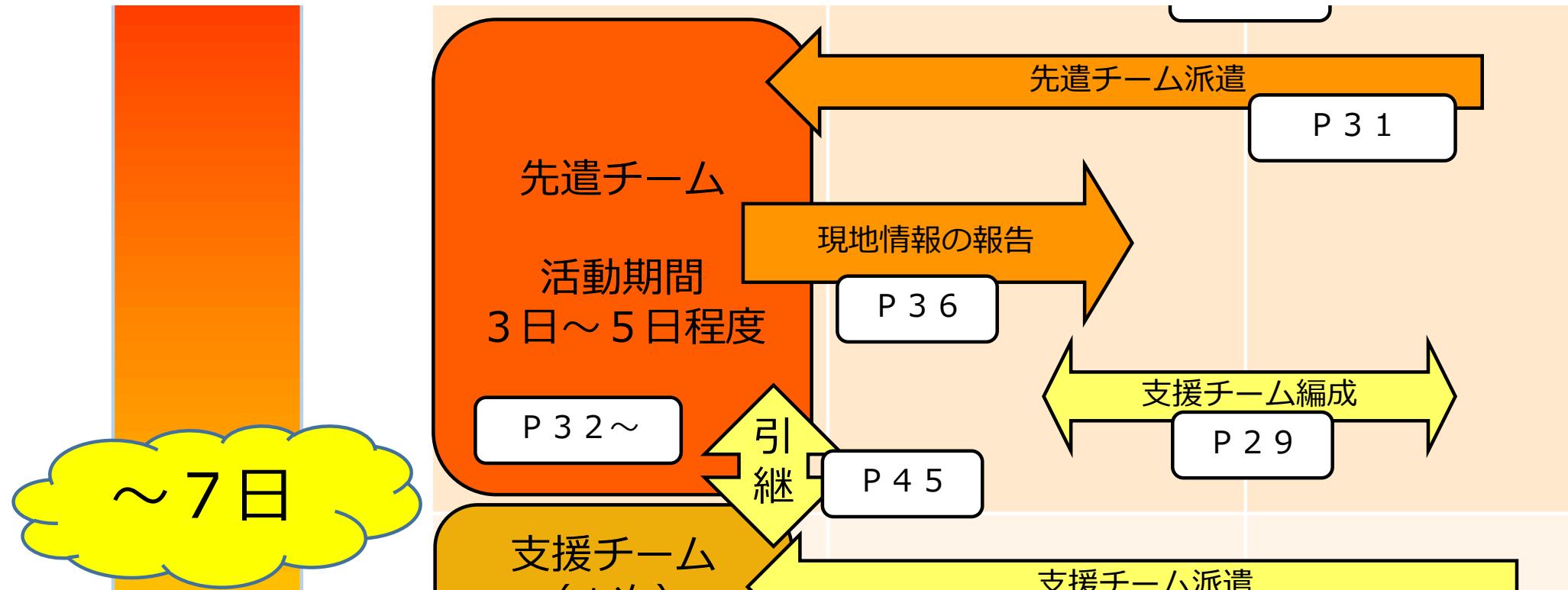


被災市町村等から**派遣依頼**が到達

→千葉県DWAT本部において**チーム派遣が決定**

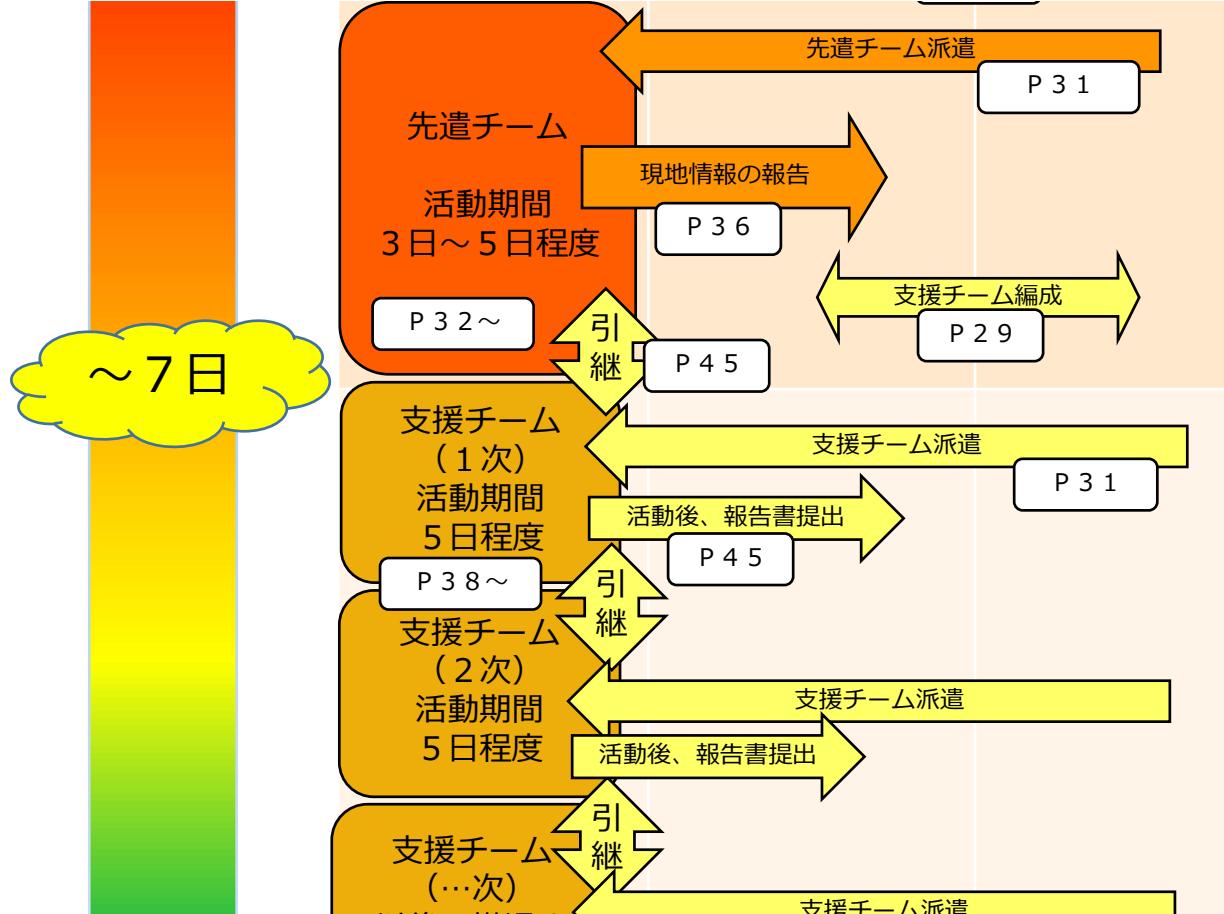
⇒登録地域、研修の受講状況、経験年数、職種等を考慮して**先遣チームを編成**

先遣チームの活動(マニュアルp34～38)



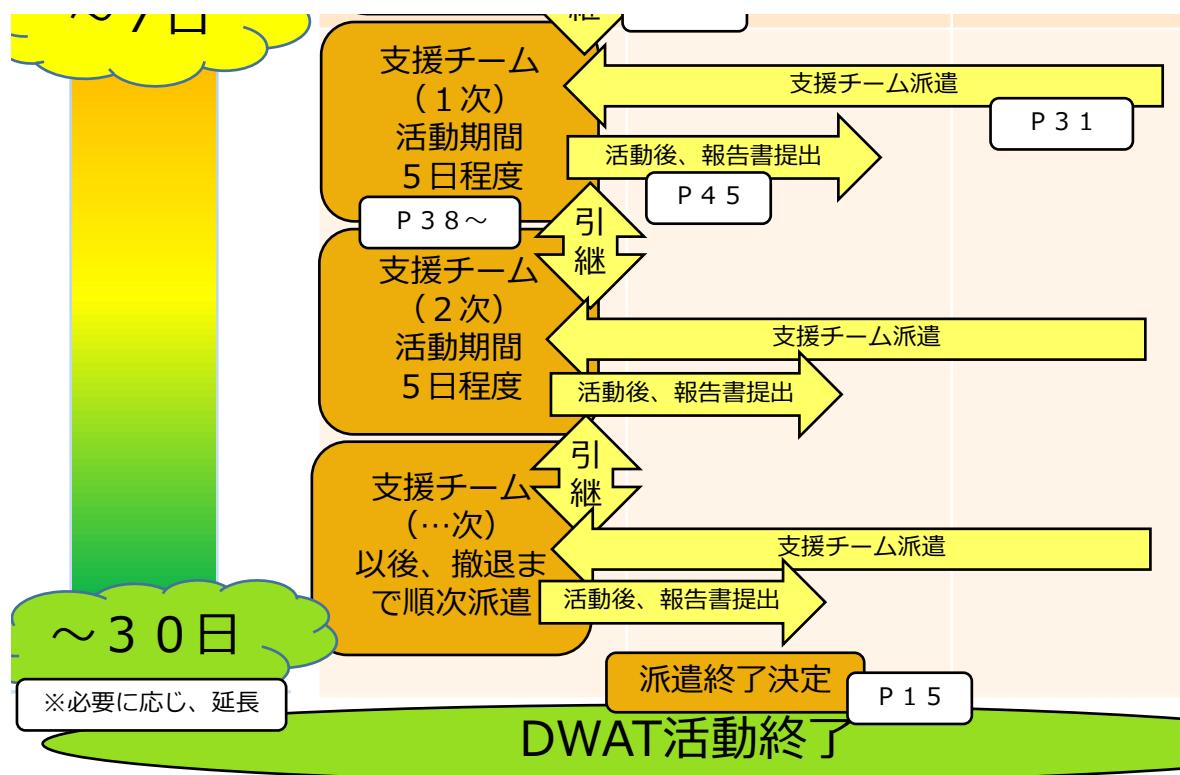
- ・後続の支援チーム編成のための情報収集を行う。
- ・先遣チームの報告を参考に、本部で支援チーム編成の調整を行う。
- ・先遣チームは支援チームと交代する際、引き継ぎ(後述)を行う。

支援チーム編成(マニュアルp31)



- ・千葉県DWAT本部から協力法人・団体、チーム員に対し、派遣打診メールを送信。
- ・千葉県DWAT本部でチーム編成・派遣計画を作成。
- ・派遣決定したチーム員、所属する協力法人・団体に対し、メールを送信。

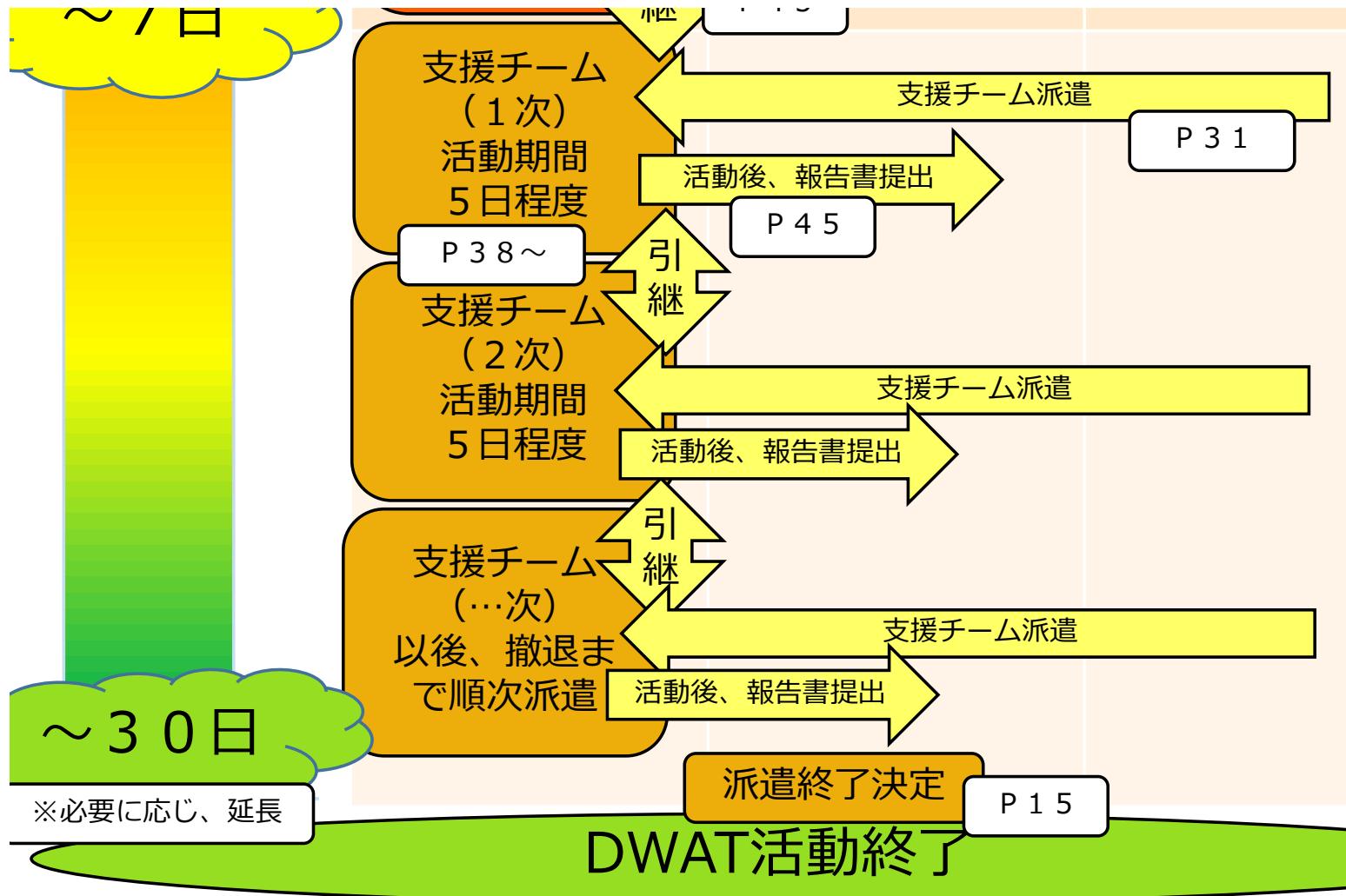
支援チームの派遣(集合～オリエンテーション～被災地到着) (マニュアルp33～34)



- ・指示された時間・場所に集合。
 - ・日程・派遣先・現地の状況・チーム編成・宿泊先等の説明を受ける。
- ↓
- ・支援活動先へチームで移動
- ↓
- ・前のチームから引き継ぎを受ける。
 - ・最初の支援チームには活動資金が渡される。
(出納簿で管理、後発のチームへ引き継ぐ)

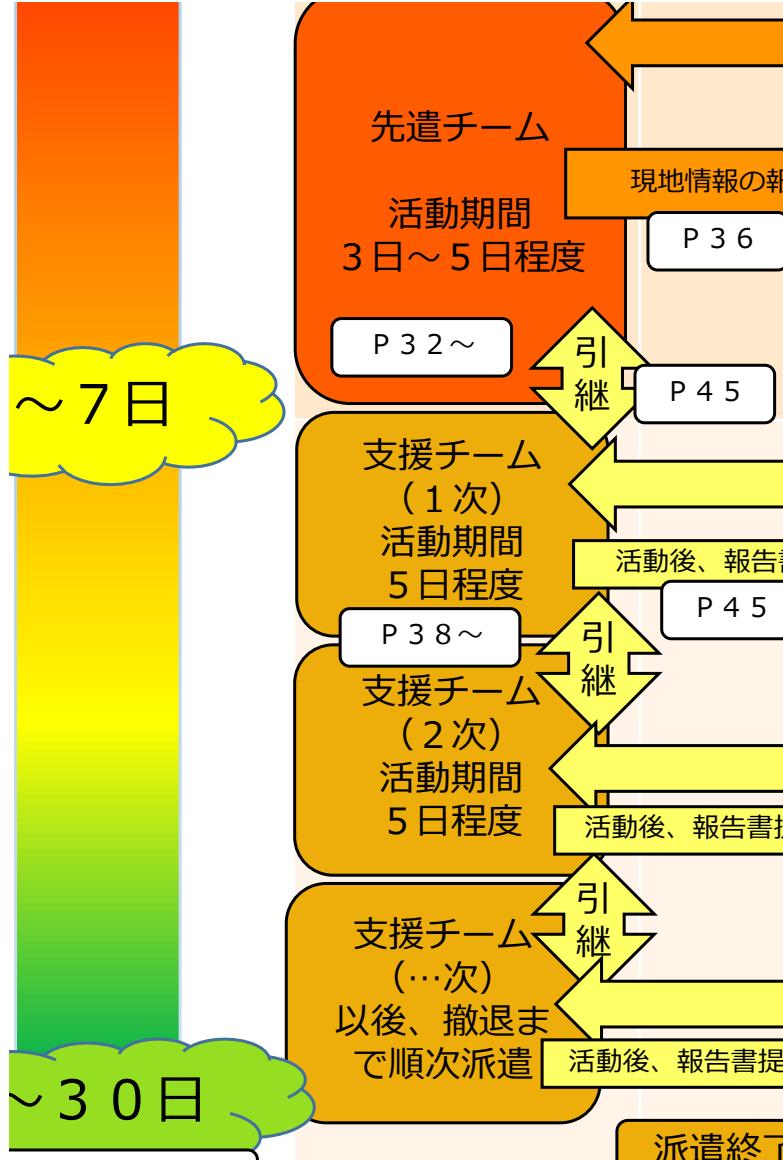
支援チームの活動

(マニュアルp38~46)



- ・1チームあたりの派遣期間は原則5日間(移動日含む)
- ・順次交代でチーム派遣。
- ・「支援チーム活動日報」を本部に提出

引き継ぎ(マニュアルp47)



関係様式H

「千葉県災害福祉支援チーム引継書」
(マニュアルP.56)を用いて引継ぎ。

※引継書は写しを本部に提出する。

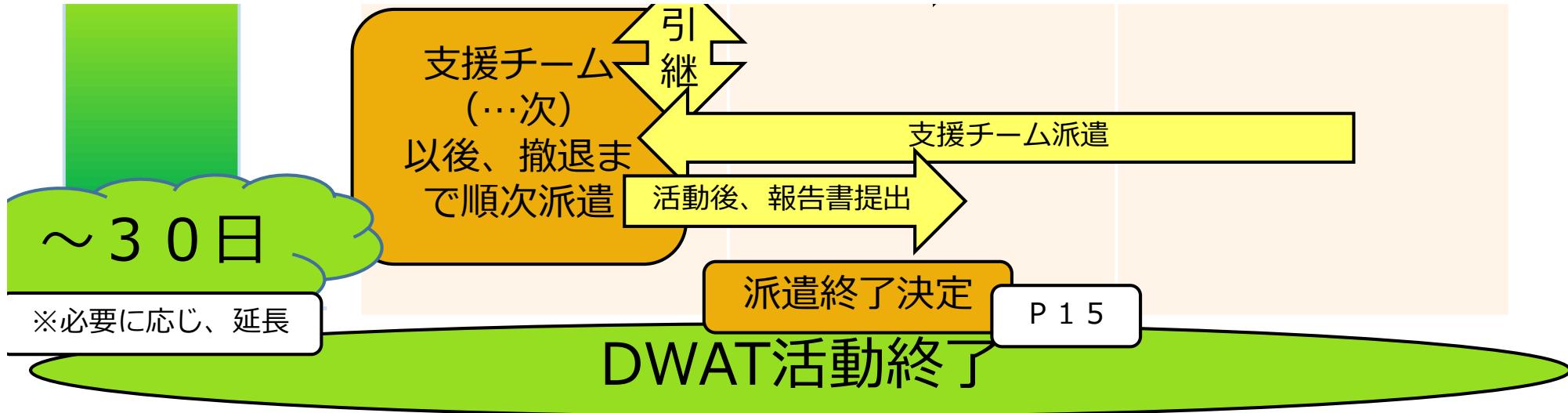
※先遣チームから支援チームへの
引き継ぎの場合も、基本的には同様

活動終了(マニュアルp48)



- ・サブリーダーは、本部へ活動報告書・活動経費報告書を提出。
- ・チーム員は活動後2週間、健康状態を確認。
→発熱等の体調不良があった場合には千葉県DWAT本部または協議会事務局へ報告。

支援活動終了(マニュアルp15、47)



- ・千葉県DWAT本部は、協議会事務局と協議の上、派遣終了時期を決定する。
- ・チームは、チームによる支援の必要性が少なくなったと判断される場合は、千葉県DWAT本部と協議の上、現地関係者への引継ぎ・撤収の準備を進める。また、現地への引継ぎ等を行い、支援の継続性に配慮する。
- ・千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会は、すべての支援活動が終了した際には、千葉県DWAT本部を解散する。

(参考) 安否確認/一斉通報サービス

- 派遣待機、派遣打診の際、安否確認/一斉通報サービスを用い、ご登録いただいたメールアドレスへメールを発出させていただきます。

千葉県DWAT(安否確認/一斉通報サービス)からのお知らせです。

通知が届いています。

下記のURLからメッセージを確認し回答の登録を行ってください。

[http://www.mc-anpi.com/…](http://www.mc-anpi.com/)

※URLには有効期限があります。有効期限を過ぎた場合アクセスできなくなります。

このメールは、千葉県DWAT(安否確認/一斉通報サービス)からの通知先としてご登録されているメールアドレスに送信しております。

本メールは、送信専用アドレスから配信されています。ご返信いただけませんのでご注意ください。

— 千葉県DWAT(安否確認/一斉通報サービス) —

→ 安否確認、派遣可能日、派遣元法人の承認有無、運転可否等の質問項目に回答

おわりに

- ・チーム員、及びチーム員の所属する各法人・施設、各福祉団体のみなさまにおかれましては、日頃より千葉県の災害福祉行政に御協力いただきありがとうございます。
- ・当取組に対する御意見、御質問等がございましたら、お気軽に御連絡ください。
- ・今後ともよろしくお願ひいたします。御清聴ありがとうございました。

○千葉県DWATに関する連絡問い合わせ先

千葉県健康福祉部健康福祉指導課法人指導班(平時・災害時共通)

(TEL) 043 - 223 - 2351 (FAX) 043 - 222 - 6294

(MAIL) hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

○千葉県DWATのホームページ(県公式HP)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/dwat/chiba-dwat.html>

※関係要綱や活動マニュアル等を掲載しています。